

島根県産業廃棄物減量税のあり方について（答申の要旨）

I. 結論 「現行の税制度を基本として、さらに5年間の継続が適当」

II. 総論

税導入が、産業廃棄物の減量化等に寄与したことがうかがえる。今後の環境負荷の低減や県の掲げる目標達成のためには、税制度を継続し、さらに廃棄物の減量化等を進める必要がある。

一方で、事業者からは、再資源化促進へのさらなる支援等の要望があり、県としての積極的施策が求められている。

また、税率については、現段階で見直す大きな要因は見当たらず、現行税率を維持することとし、税の適用期間については、制度見直しの機会確保等の必要から、5年間の時限措置を適当とした。

III. 各論

1. 税制度の継続について

税制度継続の適否について検討したところ、税制度の導入が産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルを促す上で効果があったことがうかがえた。一部の企業に経営上の負担感はあるものの、有効な施策として受け入れられていると考えられる。

よって、今後とも、現行の税制度を継続し、その税収をより効果的に活用し、産業廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を一層進めていく必要がある。

なお、目的税制度は、納税義務者の理解が得られて初めて機能するものであり、納税義務者である事業者等の意見も定期的に聞く機会を設けることや、納税義務者及び県民に対して周知・啓発に努めることが望まれる。

(1) 税導入の効果等

- ・税導入の効果について、変動要素の大きい大手事業者を除いた最終処分量は、税導入による再生利用率の上昇によって減少傾向にあるが、それも近年下げ止まりがみられる。
- ・このため、第2期しまね循環型社会推進計画に定める目標を達成するには、排出量の削減に関する取組を推進するとともに、排出量が多く再資源化率の低い、ばいじんや汚泥などの再資源化を進め、その需要の掘り起こしに積極的に取り組むことが必要である。
- ・廃棄物の県境を越えての移動や不法投棄に対しても、抑制効果があったと考えられる。

(2) 産業廃棄物排出事業者等の意見

- ・多量排出事業者へのアンケート調査からは、税制度導入について、一部企業に負担感はあるものの、産業廃棄物のリサイクルを促す上で、意識の面での一定の効果があったものと推定される。

- ・部会での意見交換では、税の軽減や、税を活用した研究開発や施設整備等について補助要件の緩和、自社処分場への補助、管理型最終処分場の確保、販路開拓への支援、税制度の周知・広報の充実、県民の環境教育の推進などが求められ、リサイクル製品の公共事業での活用についての要望も出された。

2. 制度運用に係る課題について

税制度の継続にあたり、特に3つの課題について検討し、次のとおり整理した。

- ① 自社処分等について税を軽減することについては適当ではない。
- ② 税率については、現行制度の維持が適当
- ③ 税の適用期間については、従来どおり5年間の時限措置が適当

(1) 自社処分場への課税

- ・事業者から石炭灰による公有水面埋立について、資源の有効利用の位置づけから税の軽減を求める要望が出された。
- ・環境へ負荷を与える点では、自社処分、委託処分の形態によって差異はない。また、公有水面の埋立についても同様である。
- ・よって、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制と減量化を図るという「島根県産業廃棄物減量税の目的」に照らせば、自社処分等について税の軽減を行うことは適当ではないと考える。
- ・なお、自社処分については、法律に基づく適正処理を通じて社会的責任を担っているという点に鑑み、税収の使途の面で何らかの配慮を行うことが望まれる。

(2) 税率の設定

- ・税導入時の税率の検討経緯や第2期までの10年間の税収・使途の状況等を踏まえ、現段階でこれらを見直す大きな要因は見当たらず、当面は現行の税率を維持していくことが適当と考える。

(3) 税の適用期間

- ・産業廃棄物の埋立処分量の抑制効果の動向や今後の社会経済情勢の変化を勘案するためにも、制度の見直しの機会を確保することも含めて、従来どおり5年間の時限措置が適当と考える。

3. 税収の使途について

これまで「再資源化等の支援」、「環境教育の推進」及び「適正処理の推進」に関する各種施策を展開し、一定の効果と実績を上げているが、環境への負荷の低減を更に図るためには、優先度を留意しつつ、一層効果の上がる施策を展開していく必要がある。

特に、税の活用策として事業者支援への期待は極めて大きく、再資源化等の支援については、事業者の意見を定期的に聞く機会を設けながら、支援の強化に向けて更に取り組んでいくことが求められる。

(1) 事業者の再資源化等への支援

- ・特に、事業者への支援にあたっては、次のような施策に取り組んでいく必要がある。
 - ① 事業者が行う研究開発や設備の導入・更新などへの支援の拡充
 - ② リサイクルを推進する企業にメリットを持たせるよう、例えば公共工事での優先調達などの検討
 - ③ リサイクル製品の開発等に係る事業者、研究機関及び需要先等関係機関の連携の促進

(2) 不法投棄防止等の適正処理の推進

- ・排出者責任や拡大生産者責任、また、法改正により排出事業者に対して処理状況確認の努力義務が課せられたことなどを踏まえて、事業者による産業廃棄物の発生抑制、循環利用、適正な処分に向けた取り組みを、一層推進していく必要がある。
- ・県民の産業廃棄物処理施設に対する安心を確保するため、引き続き、監視の強化やデータの公開も必要である。
- ・不法投棄については、業界団体や住民団体等との連携を深め、啓発、監視体制の強化など幅広い対策の検討が必要である。

(3) 最終処分場の確保

- ・民間による管理型最終処分場の新規設置が進まない状況にあることから、第2期分までの税収を活用して、公共関与最終処分場の第3期整備工事に対する財政支援を行うことが既に決定されているが、それも平成43年度頃には満杯になることが想定されており、その先を見据えて計画的に対応していく必要がある。
- ・今後も最終処分場を確保する費用の一部に税を活用することは、その用途に合致するものであり、早い段階から納税者や県民に説明し、理解を得ることが必要である。

(4) 3Rの普及と環境教育の推進

- ・産業活動の円滑な推進にあたっては、廃棄物の適正処理等への県民の理解を深めていくことが必要である。
- ・また、環境への負荷をできるだけ抑制していくため、廃棄物の排出者として個々の県民の3Rの普及についても、市町村等と連携して、引き続き推進していくことが必要である。

4. 税制度の周知・啓発について

税制度や税を活用した施策の実施状況等について、納税義務者の理解が得られるよう、また、県民、NPO等、事業者、行政が一体となった3Rの普及推進に向けて、積極的に周知・啓発を行っていくことが必要である。

特に、県民一人ひとりが排出者となりうる実態を周知し、排出抑制に結びつくような情報提供が行われるよう、関係各方面に働きかけを行うことが重要である。